

ソデイカ資源を、漁業者みんなで、 有効に活用するためのルールです！

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号

ソデイカの採捕に係る委員会指示は、限られたソデイカ資源を多くの漁業者が有効に活用するために、下記の内容で発動されています。

記

ソデイカ旗流しの漁具制限について

沿岸から **50海里以内** では **30本以内**
50海里より遠く では **50本以内**

※旗数には**予備を含みます**。

漁期は、

令和4年12月1日から令和5年5月31日まで



お問い合わせ先

沖縄海区漁業調整委員会事務局

TEL : 098-866-2300 FAX : 098-866-2679